

平成16年12月10日
総務省

**平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務
及び事業の改廃に関する勧告の方向性について(PDF)**

- ・ 内閣府
 - ・ 総務省
 - ・ 文部科学省
 - ・ 厚生労働省
 - ・ 農林水産省
 - ・ 経済産業省
 - ・ 国土交通省
-

政 委 第 28 号

平成 16 年 12 月 10 日

内 閣 総 理 大 臣

小 泉 純 一 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)等に基づき、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を行うこととされています。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)により、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の相当数について、16 年中に見直しの結論を得ることとされています。これらを踏まえ、当委員会において、貴府所管の独立行政法人国立公文書館について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴府において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳

しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分意を払っていただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴府、当該法人及び貴府独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国立公文書館の主要な事務及び事業の改廃
に関する勧告の方向性

独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の主要な事務及び事業については、国の機関から移管を受けた歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図るという目的を踏まえ、事務及び事業の一層効率的かつ効果的な推進を図るという観点から、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 業務の質の向上に向けての環境整備

国立公文書館の公文書等の管理・保存業務については、移管すべき文書の対象範囲や移管後の情報公開の取扱いが不明確であることなどから各府省からの移管が円滑に行われているとは言い難い現状にある、電子政府化の推進に伴い増加する電子媒体の公文書等への対応が必要であるなどの課題が指摘されている（「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について」（平成16年6月28日公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会））。

国立公文書館は、国の機関が作成した公文書等のうち歴史的資料として重要な文書の把握・精査、移管を受けた文書の保存・公表等の実施事務について、これを効率的かつ効果的に行う観点から独立行政法人として設立されたものであり、前述の課題を解決し、後世に残すべき価値のある文書を確実に精査・保存するため、その機能を十分発揮して取り組むことが必要である。

具体的には、国立公文書館は、次期中期目標期間のできる限り早い時期に、次のような措置を採るものとする。

内閣府が行う移管の対象範囲の明確化など移管手続の改善に資する調査研究を行うこと。また、具体的な公文書等の移管に当たっては、あらかじめ各府省が保有する公文書等の実態を専門的知見を活用して把握・精査し、その結果を内閣府に意見として述べるなど新たな移管基準の実効性を確保するための方策及び手続を検討すること。

移管された公文書等の開示に関する合理的な手続や審査基準を整備し、移管後の情報開示を広く信頼が得られる形で行うこと。

電子媒体の公文書等の効率的な管理・保存方策を検討すること。

第2 業務の効率化

国立公文書館は、公文書等の管理・保存を主な業務としていることから、目録のデータ入力業務、システムの保守、設備の維持管理などの外部委託、賃貸、保守・修繕に係る経費が、経常費用（平成 15 年度約 16 億円）の約 4 割（同約 7 億円）を占めている。これらの経費については、節減目標を設定し、一般競争入札の拡大などにより、一層の効率化を図るものとする。

また、中期目標等については、達成度合いを客観的かつ適切に評価し、その結果を業務等への的確に反映させるため、定量的、具体的な目標の設定を進めるものとする。

政 委 第 28 号

平成 16 年 12 月 10 日

総 務 大 臣

麻 生 太 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）等に基づき、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を行うこととされています。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）により、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の相当数について、16 年中に見直しの結論を得ることとされています。これらを踏まえ、当委員会において、貴省所管の独立行政法人消防研究所について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳

しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分意を払っていただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人消防研究所の主要な事務及び事業の
改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人消防研究所の事務及び事業については、危機管理機能の強化及び行政の効率的実施の観点から消防庁に統合・吸収する。その際、緊急事態対応等公務員が担うことが真に必要な業務について厳しく精査の上、その業務を担う要員に限ることとし、移行する要員数については5割を目途に削減を行う。これに伴い、同研究所の事務及び事業については廃止する。

政 委 第 28 号

平成 16 年 12 月 10 日

文 部 科 学 大 臣
中 山 成 彬 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)等に基づき、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を行うこととされています。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)により、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の相当数について、16 年中に見直しの結論を得ることとされています。これらを踏まえ、当委員会において、貴省所管の 9 独立行政法人(独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所)について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年

中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分意を払っていただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

独立行政法人大学入試センターの主要な事務及び事業
の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人大学入試センター（以下「大学入試センター」という。）の主要な事務及び事業については、大学入試センター試験の実施を基幹事業とした独立行政法人にふさわしいものに特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 大学入試センター試験事業の効率化

大学入試センター試験事業については、一層の効率化を図る観点から、過去の問題等のデータベース化、外部委託の一層の促進、新規利用大学の増や受託業務による収入の拡大等により、試験実施に係るコスト削減と収入拡大を図るものとする。

第2 調査研究事業

1 法科大学院適性試験の試験的实施の終了

調査研究の一環として自ら実施主体となってきた法科大学院適性試験の試験的实施は終了し、今後は、試験的实施により蓄積した情報等を基に、必要な調査研究を進めるとともに、受託業務において専門的ノウハウを活かすことを通じて、その成果を広く一般に発信・普及していくものとする。

2 大学入試に関するその他の調査研究の特化

大学入試に関する調査研究については、大学入試センター試験の実施を基幹事業とした独立行政法人にふさわしいものとする観点から、大学入試センター試験に関する調査研究、国が示した新たな教育制度に対応した入試の実施・改善に向けての調査研究に特化するものとする。

第3 進学情報の提供事業

大学や民間における進学情報の提供の現状等を踏まえ、提供する情報は、進路指導や入学者選抜の改善のため必要最小限のものに限定する。

1 ハートシステムによる進学情報の提供事業の在り方の見直し

ハートシステムによる進学情報の提供事業については、大学や民間における進学情報の提供状況や高等学校における進路指導の実態を踏まえ、提供すべき情報の範囲を縮減するなど、事業の在り方について見直しを行うものとする。

2 進路指導関係セミナーの縮小

進路指導関係セミナーのうち、「ガイダンスセミナー」については、大学と高等学校における連携協力の自主的な取組が行われている地区があることを踏まえ、実施地区を縮小するものとする。

また、「ゆめ講座」については、民間等や各大学でのオープンキャンパスや公開講座等において同様の取組が行われていること、「ガイダンスセミナー」の場を活用することができることから、廃止するものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

大学入試センターの事務及び事業については、大学入試センター試験等の事業を円滑に実施するため、国立大学等との連携促進を図る観点から、公務員以外の者が担うものとする。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、
独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然
の家の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青少年教育3法人」という。）の主要な事務及び事業については、国はもとより、地方公共団体、公立施設等との役割分担を踏まえつつ、青少年の健全育成を目的とした施策の一層効率的かつ効果的な推進を図るため、以下のとおり、抜本的に見直す方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 青少年教育3法人の事務及び事業の一体化

「青少年育成施策大綱」が平成15年12月9日に青少年育成推進本部により決定され、青少年の全年齢期を通じた対応や特定の状況にある青少年の問題への対応が求められており、これら喫緊の課題に総合的に対応し、そのための施策を効率的かつ効果的に推進していくことが必要となっている。

したがって、青少年教育3法人がそれぞれ青少年の健全育成を目的として実施してきた事務及び事業については、これらの課題に的確に対応した新たな青少年教育関係事業として再構築することとし、そのため統合・一体化するものとする。

第2 新たな青少年教育関係事業の構築

新たな青少年教育関係事業については、青少年の各年齢期の課題や特定の状況にある青少年の問題への対応を総合的に図ることに重点を置いたものとし、公立施設等他の実施主体により青少年の健全育成を目的とした各種事業が実施されている状況を踏まえ、以下の視点に立って、独立行政法人として実施するにふさわしいものに再構築するものとする。

これに伴い、現行の公立施設等での普及状況を踏まえ、独立行政法人が実施する必要のない事務及び事業は廃止する。

同法人が実施する事務及び事業の役割・機能を明確にするため、青少年関連政策との関連が明確なものとする。

同法人が担うべき事務及び事業の役割・機能を積極的に果たしていく観点から、同法人が自ら企画立案し、主体的に実施する主催事業等を積極的に推進するものとする。

我が国唯一の青少年の健全育成を目的とした独立行政法人として実施するにふさわしいものとするため、全国規模又は都道府県域を越えた広範な規模で事業展開することを前提にしたものや、先導的・モデル的な教育プログラムの開発・普及、国際交流など、公立施設等では実施困難なものとする。

統合・一体化のメリットを発揮する観点から、青年・少年の各年齢期を通じた事業、異年齢間の交流を踏まえた事業とするとともに、現行の青少年教育3法人が有している人的・物的・知的資源を効率的かつ効果的に活用し、現在実施している調査研究事業、情報収集・提供事業、研修事業、主催事業、助成事業、受入事業等を有機的に結合させ、相乗効果をもたらすようなものとする。

各施設の役割・機能を明確にするため、本部機能と地方施設機能に区分するものとし、企画立案能力を強化するため、企画立案業務を本部において集中的かつ統一的にを行うことを基本とする。

研修事業、主催事業等については、その事業効果を効率的かつ効果的に普及・還元する観点から、対象者や実施地域等を厳選するものとする。

受入事業については、自己収入を確保する観点から、利用者サービスの向上も視野に入れ、学校教育における青少年の体験活動等の重要性をも考慮しつつ、受益者負担の考え方を導入するものとする。

また、蓄積した青少年教育に関するノウハウを受入事業を通じて、より多くの青少年関係団体等に還元していくため、情報提供機能等を活用するなどして利用促進を図るものとする。

なお、施設設備の有効利用等の観点から、女性団体等の受入れにも配慮するものとする。

助成事業については、効果的な事業実施を図る観点から、助成先団体における事業効果を積極的に把握・分析し、その結果を事業に反映していくものとするとともに、その財源となっている基金の造成を促進するため、統合・一体化によるメリットを最大限に活かし、民間企業等からの出えん金獲得のための活動を積極的に行うものとする。

事務及び事業の円滑かつ効果的な実施や実行性の確保を図るため、関係施設、関係機関等との連携・協力体制の構築を図るものとする。

第3 運営

1 施設設備の維持管理業務等の民間委託の推進

施設設備の維持管理等の定型的業務については、個々の施設設備の有用性を検証した上で、一層の効率化を図る観点から、原則、全面民間委託とするものとする。

2 一般管理業務の効率化・合理化

一般管理業務については、その効率化・合理化を図るため、業務の情報化等による本部への一元・集約化を図るものとし、要員面・財務面における合理化を図るものとする。

3 地方施設の整理合理化の推進

現在 27 施設ある地方施設については、青少年の健全育成推進にかかわる喫緊の課題に新法人が総合的に対応していくという基本的視点に立ちつつ、限られた財源を有効かつ効率的に活用する観点から、新たな青少年教育関係事業の実施状況等を基に、

-) 公立施設と同程度の機能しか有していないのではないか、
-) 費用に見合った効果を上げていないなど運営が非効率なものとなっていないか、
-) 主催事業等の活動が低調で積極的に役割・機能を果たしていないのではないか

等との視点に立って有用性・有効性等を検証し、その結果を踏まえ、その在り方を見直し、必要な整理合理化を行うものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

新たな青少年教育関係事業については、青少年教育関係団体等との円滑な人事交流を促進する観点から、公務員以外の者が担うものとする。

独立行政法人国立女性教育会館の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立女性教育会館（以下「国立女性教育会館」という。）の主要な事務及び事業については、男女共同参画社会の形成の促進に資する業務の効率的かつ効果的な実施の推進を図るため、国立女性教育会館の業務の方向性を明確にした上で、国はもとより、地方公共団体、女性会館、男女共同参画推進センター等の関係機関等との役割分担を踏まえ、広範な地域からの利用を確保しつつ独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研修事業の重点化

男女共同参画社会の形成を図る上で必要となる教育の推進を図るため、研修の対象者や課題等を厳選し、地方公共団体や民間に定着した事業は廃止するものとする。

また、研修成果を効率的かつ効果的に還元・波及していくため、研修の実効性を具体的に把握・評価し、その内容を見直していくものとする。

1 女性教育指導者層の資質・能力の向上を図るための研修

研修対象者については、各地域において研修成果を具体的に・効率的に還元することが可能となるような女性関連施設の管理職や女性団体の基幹的指導者に厳選するものとする。

また、研修内容については、受講者が実際の業務や活動の中で活かせる研修となるよう、討議、演習、実習等の参加型の研修方法を中心としたより実践的な研修とするものとする。

2 女性教育に関する喫緊の課題に関する研修

研修課題の設定に当たっては、男女共同参画社会の形成に向けての喫緊の課題について、地方公共団体や民間が必要な研修等を独自に行い得ることとするための企画・実施能力等の向上を目的とした、先駆的・モデル的な研修を行うものとする。

研修対象者については、課題について密接に関連のある者のうち、波及・普及効果のある者に厳選するものとする。

また、研修課題については、あらかじめ一定の時限を設けて終了させるとともに、定期的に地方公共団体や民間への普及状況や研修効果を評価し、研修内容の見直しを行うものとする。

3 国際協力・連携に資する研修

アジア太平洋地域や開発途上国の女性のエンパワーメント支援研修等については、研修の実効性を向上させるため、対象者や課題等を厳選するものとする。

4 地域セミナー等

国立女性教育会館が行っている研修事業のうち、地域セミナーや講演会など地方公共団体や民間において実施されている同種・類似の事業については廃止するものとする。

第2 調査研究事業の重点化

男女共同参画社会の形成を図る上で必要となる教育の推進を図るため、その成果が研修、交流、情報及び受入事業を通じ利活用される調査研究に重点化するものとする。また、すべての調査研究テーマに時限を設けるものとする。

第3 情報事業の重点化

地域レベルでは収集が困難で、その保存・提供について国内外からニーズの高い全国的・専門的情報の収集・提供に重点化し、関係機関・団体等に関するデータベースについては、それぞれの機関との共同構築方式に見直すことにより、事務の合理化、経費の効率化及び情報の即時性を確保するものとする。

また、利用者サービス向上の観点から、各種資料等の整備・提供に努めるものとする。

第4 交流事業の重点化

交流事業については、効率的かつ効果的なネットワークを形成するため、対象者や内容を厳選するものとする。

第5 受入事業での利用促進

利用団体等における質の高い研修が広く行われるようにするため、利用者ニーズに応じたプログラムづくりの支援や多くの先駆的・モデル的研修プログラムについての情報提供を積極的に行い、より広範な地域からのより多くの団体等による利用促進を図るものとする。

なお、施設設備の有効利用等の観点から、青少年関係団体等の受入れにも配慮するものとする。

第6 運営

施設設備の維持管理等の定型的業務については、個々の施設設備の有用性を検証した上で民間委託の範囲を利用受付・案内、施設使用料徴収、宿泊施設の維持に関する業務等の全般に拡大し一層の効率化を図るとともに、施設利用の料金体系を見直すなどにより自己収入の増加を図るものとする。

また、利用者サービス向上の観点から、予約システムの改善等を行うものとする。

第7 非公務員による事務及び事業の実施

国立女性教育会館の事務及び事業については、大学や民間により運営されている女性関連施設等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から公務員以外の者が担うものとする。

独立行政法人国立科学博物館の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立科学博物館（以下「国立科学博物館」という。）の主要な事務及び事業については、博物館を設置して自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とした唯一の国立の科学博物館として、また、自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものに特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 調査研究事業の目的等の明確化

調査研究事業については、大学において実施されている同種の研究との違いや、国立科学博物館において自然史及び科学技術史に関する調査研究を実施する目的や社会的有用性、個々の調査研究の成果の社会への還元方法について、次期中期目標等において明らかにするものとする。

第2 展示事業の重点化

展示事業については、効率的かつ効果的な事業実施を確保しつつ、他の科学系博物館等との役割分担を踏まえ、日本全体を視野に入れた国立の科学博物館としてふさわしいもの、研究成果を適時・的確に反映するなど自然史等の中核的研究機関としてふさわしいものに重点化するものとする。

第3 教育普及事業の重点化

教育普及事業については、青少年の理科離れ、科学人材育成の充実等現代的な課題に対応した国民の科学リテラシー向上を目的として、研究機関として有する人的資源（自然史及び科学技術史に係る専門家集団）と知的資源（蓄積した自然史及び科学技術史に関する研究成果、標本資料等）を一体的に活かした独自性ある事業、先導的・モデル的な事業等、他の科学系博物館等では実施困難な事業に重点化するものとする。

第4 研修事業の特化

研修事業については、国立科学博物館の人的・知的資源を活用して初めて実施可能な事業を実施するものとし、同法人の自然史及び科学技術史に関する最新の研究成果の普及を目的とした専門的な研修に特化し、「学芸員専門研修アドバンストコース」以外の研修事業は廃止するものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

国立科学博物館の事務及び事業については、調査研究事業等において大学等との連携を促進し、より一層の成果を上げる観点から、公務員以外の者が担うものとする。

独立行政法人物質・材料研究機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人物質・材料研究機構（以下「物質・材料研究機構」という。）の主要な事務及び事業については、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を基幹事業とする独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究業務の重点化

プロジェクト研究の実施に当たっては、「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）において特に取り組むべき課題として指摘されている「ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究」領域に重点化する。その際、国が関与すべき部分をより明確にし、物質・材料研究機構でしかできない高いレベルの研究を行うものとする。

「環境・エネルギー材料研究」及び「安全材料研究」については、産業界のニーズがあり、かつ、実用化の可能性の高いものに限って実施し、民間において実用化の研究が行われる形で成果の普及がなされていくことが適当な研究については廃止するものとする。

また、成果の普及に関しては、民間外部資金の活用などによる実用化に向けた一層の努力を行うものとする。

第2 業務運営の効率化

研究体制及び研究に係る管理事務については、効率性の観点から、「ナノテクノロジーを用いた物質・材料研究」への大幅な重点化等の研究プロジェクトの重点化に際し見直すものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

物質・材料研究機構の事務及び事業については、大学や民間企業等との人事交流の促進、職員の採用・雇用における自由度の確保等を図り、より一層の成果を上げる観点から、公務員以外の者が担うものとする。

独立行政法人防災科学技術研究所の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人防災科学技術研究所（以下「防災科学技術研究所」という。）の主要な事務及び事業については、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を基幹事業とする独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究業務の重点化

観測に基づく基礎研究から災害後の復興・復旧までを視野に入れた自然災害による被害軽減に資する研究を総合的に行うため、災害に関する研究を実施する他の機関との一層の連携・協力を図るものとする。

また、観測研究のうち、当初の目的が達成された研究については廃止するとともに、技術の進歩により他の方法で代替可能となった定常観測機器や実験施設は廃止するものとする。

第2 非公務員による事務及び事業の実施

防災科学技術研究所の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、公務員以外の者が担うものとする。

独立行政法人放射線医学総合研究所の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学利用に関する研究開発を基幹事業とする独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究業務の重点化

放射線によるがん治療・診断や精神神経疾患の治療・診断の高度化等に資するため、重粒子線がん治療の高度化や放射線と生体の関係の原理的解明等を目的とした基盤的・基礎的な研究を含む放射線に関するライフサイエンス研究に重点化し、それに対応した必要な見直しを行うものとする。

その際、今後費用対効果の観点から十分な研究成果が期待できない研究は廃止し、初期の目標を達成し民間への技術移転の進展が見られる研究については行わないものとする。また、放射線医学総合研究所内で重複が見られる研究については、重複を排除した上で分割・統合するなど効率的かつ効果的なものとする。

第2 施設及び設備の共用の推進

既に共用を実施している施設及び設備以外のものについても、共用の対象の拡大を検討するものとする。

第3 研究者・技術者等の養成業務の重点化

重粒子線がん治療に関する放射線治療医や医学物理士等の育成など、放射線医学総合研究所の特徴を活かした放射線医学に関する人材の育成に重点化する。

また、放射線医学総合研究所の特徴及び社会的ニーズを踏まえたものに厳選する観点から、ライフサイエンス課程、環境放射線科学リフレッシュセミナーなどの一般的研修は廃止するものとする。

第4 緊急被ばく医療対応等の業務の適正化

放射線の人体への影響に関する専門研究機関として、緊急被ばく医療体制整備を始めとする放射線・原子力安全行政への協力・支援を継続して実施するため、運営の効率化・適正化を図るものとする。

第5 業務運営の効率化

研究体制及び研究に係る管理事務については、効率性の観点から、研究領域の見直しや研究開発の重点化に際し見直すものとする。

重粒子医科学センターの効率的運営に資するため、重粒子線がん治療が高度先進医療に位置付けられたことを踏まえ、重粒子医科学研究に係る業務について財務上の適切な整理を行うことを検討するものとする。

第6 非公務員による事務及び事業の実施

放射線医学総合研究所の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、公務員以外の者が担うものとする。

政 委 第 28 号

平成 16 年 12 月 10 日

厚 生 労 働 大 臣
尾 辻 秀 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）等に基づき、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を行うこととされています。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）により、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の相当数について、16 年中に見直しの結論を得ることとされています。これらを踏まえ、当委員会において、貴省所管の 2 独立行政法人（独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にし

ていただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分意を払っていただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所
の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人産業安全研究所(以下「産業安全研究所」という。)及び独立行政法人産業医学総合研究所(以下「産業医学総合研究所」という。)の主要な事務及び事業については、多様化する労働災害へのより適切な対応の必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだね一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 産業安全研究所及び産業医学総合研究所における調査研究業務の一体的実施

産業安全研究所及び産業医学総合研究所の両法人は、いずれも労働災害の防止に寄与することを目的として、産業安全研究所は労働災害の工学面からの防止に関し、産業医学総合研究所は医学面からの疾病予防に関し、労働の現場に根ざし、成果の行政施策への反映を重視した調査研究を行っている。

近年、重大災害が多発し、また、過重労働による過労死やメンタルヘルスが社会問題化しており、それぞれの分野を更に高度化していくことが必要となってきた。その一方で、労働災害は、原因が^{ふくそう}輻輳化し、人体への影響も複雑化してきており、これまでの単一の視点での研究のみならず、

職場における安全の確保とストレス等への対策

労働者の不安全行動と作業姿勢等から生じる疾病への対策

など、疾病と事故の関連、影響等に関する労働災害の総合的な研究の実施が必要となってきたことから、両法人の調査研究業務を一体的に実施し、それぞれの研究者の知見を活用した学際的な研究や効率的かつ効果的な研究資源の配分を行うことにより、研究成果の質的向上を図るものとする。

なお、その際、工学と医学の両分野それぞれの調査研究業務について支障が生じることのないよう、組織全体のマネジメントに留意するとともに、研究に直接携わらない間接部門の合理化などを行うことにより、総費用の削減を図るものとする。

第2 非公務員による事務及び事業の実施

産業安全研究所及び産業医学総合研究所の事務及び事業については、民間、大学等との共同研究や人事交流を促進し、より一層質の高い研究成果を上げるための最先端の技術水準の確保、研究の活性化などの観点から、公務員以外の者が担うものとする。

なお、その際、労働災害の原因調査の円滑かつ適切な実施を確保するための方策等を検討し、所要の措置を講ずるものとする。

第3 調査研究業務の重点化

調査研究業務については、他の機関との共同研究又は研究委託を活用し、

疾病と事故の関連、影響等に関する労働災害の研究

高度の技術を要する行政ニーズの高い重大災害の防止対策の研究

技術の進歩に伴って発生する新しい災害動向に対処するための研究

過重労働、化学物質と職業性疾病の関連の研究

など、独立行政法人として真に担うべき研究項目に重点化を行うことにより、研究成果の質的向上を図るものとする。

政 委 第 28 号

平成 16 年 12 月 10 日

農 林 水 産 大 臣
島 村 宜 伸 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)等に基づき、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を行うこととされています。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)により、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の相当数について、16 年中に見直しの結論を得ることとされています。これらを踏まえ、当委員会において、貴省所管の 10 独立行政法人(独立行政法人農業者大学校、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター)について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分意を払っていただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人農業者大学校の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農業者大学校（以下「農業者大学校」という。）の主要な事務及び事業については、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成を目的とする事業（以下「農業の担い手育成事業」という。）として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 農業者大学校の事務及び事業の廃止・見直し

農業者大学校の事務及び事業については、入学者数及び入所者数が定員を大幅に下回る「定員割れ」の状況が恒常化していること、農業実習と講義等を組み合わせた実践的な研修教育を通じて、近代的な農業経営に必要な技術及び知識の習得を目的として道府県が設置している農業大学校等（平成16年度40校）との機能分担が明確になっていないこと、新卒者を対象とする道府県の農業大学校等の8割程度においても入学定員を下回る状況が恒常化しており、今後、農業者大学校において定員を満たすほどの入学者数及び入所者数の増加が見込まれない状況にあることから、廃止するものとする。

その際、本校の事務及び事業については、抜本的に見直し、先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手育成事業に改定した上で、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「農業・生物系特定産業技術研究機構」という。）に移管して、その研究開発業務と一体的に実施するものとする。また、落葉果樹農業研修所（岩手県岩手郡雫石町。修業年限1年間、入所定員25人）及び常緑果樹農業研修所（大分県東国東郡国東町。修業年限1年間、入所定員25人）の事務及び事業については、廃止するものとする。なお、施設等については、厳しい国家財政事情も考慮しつつ、その有効活用が図られるものとする。

第2 本校の事務及び事業の改定

本校（東京都多摩市。修業年限3年間、入学定員50人）の農業の担い手育成事業につ

いては、農業経営に関する講義形式の科目を中心としてきたが、抜本的に見直し、農業者のニーズも的確に確認した上で、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を中心とするものへ転換することが適当と考えられる。先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法については、農業生産力の向上、農業生産現場の経営革新等を図ることを目指して、農業・生物系特定産業技術研究機構が研究開発を行っていることから、本校の農業の担い手育成事業と農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発等の事務及び事業とを一体的に実施するものとする。

その際、効率的かつ効果的な運営を図る観点から、次の点に留意するものとする。

学生の入学定員（現行 50 人）については、これまで恒常的に入学生が大幅に下回っていた（平成 13 年度から 16 年度までの平均で 32 人）ことを踏まえ、算定の基礎となる需要予測、将来推計等を的確に行った上で、適切な規模とすること。

育成の対象者については、現行の「青年である農業者」（高卒以上の学歴を有する 30 歳未満の者で、かつ 1 年以上の農業実務経験を有する者）に限定することなく、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法を必要とする者を広く全国各地から受け入れるものとする。

カリキュラムについては、育成対象となる農業者等の多様なニーズに的確にこたえるため、国の機関でなければできない、農業・生物系特定産業技術研究機構の研究開発により得られた先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心としたものとする。

修業年限については、育成対象となる農業者等の実情、家庭環境等を把握し、短縮化・多様化を図るなど適切なものとする。

業務の合理化の推進、総費用（人件費を含む。）の削減を図ることはもとより、より円滑かつ効率的な運営を確保する観点から、校舎等を農業・生物系特定産業技術研究機構本部の所在地へ移転することについて、明示すること。移転に当たっては、現校舎等の売却益を活用するなど既存の資産の有効活用を図るものとする。

第 3 合理化メリットの発現

上記第 1 及び第 2 により、運営費交付金の削減、役職員の縮減を図るものとする。

独立行政法人さけ・ます資源管理センターの主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人さけ・ます資源管理センター（以下「さけ・ます資源管理センター」という。）の主要な事務及び事業については、民間にできることは民間にゆだねる、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、さけ類及びます類のふ化及び放流事業並びに調査研究等の業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 さけ類及びます類のふ化及び放流事業の見直し

さけ・ます資源管理センターでは、さけ類及びます類のふ化及び放流事業について、現在、資源増大を目的とするもの、遺伝的に独立した特性の保全（系群保全）を目的とするもの、調査研究を目的とするものの3種類を実施するとともに、これらの事業に係る調査研究等の業務も実施している。

これらのさけ類及びます類のふ化及び放流事業については、次のとおりとする。

資源増大を目的とするふ化及び放流事業については、既に、現行の中期計画に基づき技術指導を行うなど計画的に民間移行してきたところであるが、平成18年度までにすべて民間移行すること。

系群保全並びに調査研究を目的とするふ化及び放流事業並びにこれらに係る調査研究等の業務については、既にさけ類及びます類の海洋生活期の基礎研究を実施している独立行政法人水産総合研究センター（以下「水産総合研究センター」という。）と一体的に実施すること。

これにより、研究者及び技術者の知見の結合、施設の有効活用が図られるとともに、さけ類及びます類に関する基礎研究から応用研究まで一貫して行うことが可能となる。

第2 水産総合研究センターとの事務及び事業の一体的実施

上記第1の事業の民間移行、水産総合研究センターとの事務及び事業の一体的な実施

に当たっては、次の点に留意するものとする。

独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化すること。

他部門への配置転換等による要員規模（平成 16 年 1 月 1 日現在の常勤職員数 143 人）の縮小、業務の民間委託の推進、管理部門の合理化、地方組織（北海道内に 6 支所（精度の高い科学的なデータの収集・分析、本所と連携した調査研究・技術開発及び北海道・民間のふ化場担当者に対する技術指導を担当）及び 15 事業所（ふ化放流の実施を担当））の事務及び事業の整理合理化を行うこと。また、これらの実施に当たっては、総費用（人件費を含む。）を極力縮減すること。

上記 については、中期目標の策定に向けて、具体化すること。

運営費交付金の削減、役職員の縮減を図ること。その際、今後のさけ類及びます類のふ化及び放流に係る部門の職員の適正規模を明らかにすること。

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「農業・生物系特定産業技術研究機構」という。）独立行政法人農業工学研究所（以下「農業工学研究所」という。）及び独立行政法人食品総合研究所（以下「食品総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、一層の研究成果の向上を図るとともに、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から、試験及び研究業務、民間研究促進業務、基礎的研究業務並びに農業機械化促進業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下のとおり、抜本の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 3法人の事務及び事業の一体的実施

農業・生物系特定産業技術研究機構の試験及び研究業務と農業工学研究所並びに食品総合研究所の試験及び研究業務について、管理部門の効率化、一層の研究成果の向上等のシナジー効果（相乗効果）の発現の観点から見直し、一体的に実施するものとする。これにより、生産基盤、農業生産現場から消費の現場に至るまでの技術とこれらに関連した農村振興に資する一貫した現場技術開発を総合的に行うことが可能となり、課題解決型の研究開発を一層推進することができる。また、国内の消費者のニーズに的確に対応できる農業生産への貢献はもとより、我が国農業を取り巻く厳しい国際情勢にも的確に対応できる高い国際競争力を有する農業生産の実現に向けた積極的な貢献が可能となる研究開発が期待される。

第2 地方組織における事務及び事業の見直し

農業・生物系特定産業技術研究機構は、茨城県つくば市の本部のほか、全国32か所に研究開発担当部等を設置して、平成16年1月1日現在、常勤職員2,867人を配置して業務運営に当たっている。

農業・生物系特定産業技術研究機構の本部とは別に庁舎、研究施設・設備、実験用の

畜舎やほ場等を遠隔地に設置し運営している小規模な研究単位における事務及び事業については、厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、現地での新品種の生育等に関するデータの収集等について、より一層公立試験研究機関の協力を得ることとするなどにより、その一元的な実施等所要の措置を講ずるものとする。

第3 試験及び研究業務の重点化

1 農業・生物系特定産業技術研究機構の試験及び研究業務の重点化

農業・生物系特定産業技術研究機構の試験及び研究業務については、5 地域農業研究センター及び6 作物別研究所により行われているが、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から見直しを行うこととし、開発した技術の普及範囲の極めて限定される研究課題については公立試験研究機関との役割分担の明確化と併せて整理を行い、地域農業研究センターについては地域性をより発揮できる研究分野に、作物別研究所については特定の地域に限定されない普遍的な研究分野に、それぞれ特化・重点化し、農業・生物系特定産業技術研究機構としての独自性を発揮するものとする。

2 農業工学研究所の試験及び研究業務の重点化

農業工学研究所の試験及び研究業務については、効率的かつ効果的な実施を確保する観点から、法人の目的に適合し、農業基盤や農村生活環境を整備する現場において実用化につながる有用な研究課題を選定するとともに、施工に関する低コスト・長寿命化技術開発、水稻と畑作物の選択的作付を可能とする基盤整備技術開発、農業・農村の有する多面的機能を発揮させる技術開発、農業水利施設等の災害防止・災害復旧技術開発等の分野に特化・重点化し、農業工学研究所としての独自性を発揮するものとする。

3 食品総合研究所の試験及び研究業務の重点化

食品総合研究所の試験及び研究業務については、他の独立行政法人との分担関係の明確化を図るとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、法人の目的に適合した先導的、基盤的な研究分野に特化・重点化し、食品総合研究所としての独自性を発揮するものとする。その際、基礎的な知見が着実に集積され、作物生産現場で

の実用化技術が期待できる研究分野（大豆たんぱく質の加工特性解明と利用技術の開発や新形質麦の加工特性の解析技術の開発等）については、成果の一層の活用と効率的推進のため、大豆や新形質麦の育種・栽培等の研究開発を行っている他の研究所において重点化して実施することとする。

4 試験及び研究業務の一体的運営

上記の3法人の試験及び研究業務の一体的な運営に当たっては、上記の1から3までを踏まえてそれぞれの独自性を発揮するのみならず、早期に一体的な運営の実効を確保するため、理事長のトップマネジメントの下、必要な条件整備及び体制整備を行い、また、試験及び研究業務の一体的な運営により一層の研究成果が期待できる研究課題について機動的にプロジェクトチームを編成するなど積極的な取組に努めるものとする。

第4 統合メリットの発揮等

上記第1及び第2に併せて、統合メリットを具体的に発揮し、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、本部の業務及び機能の一元化並びに研究支援部門（現業業務部門及び総務部門）の要員の合理化に努め、実験用の家畜やほ場の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進するなどにより、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

上記の3法人の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、公務員以外の者が担うものとする。

第6 研究職の活性化

上記の3法人の研究職について、内部での競争的環境を作り出すことにより一層の活性化を図る観点から、今後とも、任期付任用制度の一層の活用、研究担当幹部職員の公募及び大学、公立試験研究機関等との研究交流の一層の推進を図るものとする。

第7 民間研究促進業務の見直し

1 融資業務の廃止

認可法人生物系特定産業技術研究推進機構（以下「生物系特定産業技術研究推進機構」という。）の設立当初（昭和61年）から、民間企業等において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進を目的として、長期低利の資金の融通を実施してきている融資業務については、近年の低金利情勢もあいまって、計画額を大幅に下回る低調な利用実績（計画額の5%未満）となっていることを踏まえ、新規融資は停止し、貸付の償還終了時に廃止するものとする。

2 出資業務の抜本的な見直し

生物系特定産業技術研究推進機構の設立当初から、研究開発に対するリスクマネーの供給により、農林水産・食品関連分野の技術の高度化に寄与する無形の知的資産の形成を目的として、生物系特定産業技術研究推進機構の株式取得による共同出資形式の研究開発会社の設立を伴って実施してきている出資業務については、出資状況、出資先の清算状況も踏まえ、より効率的かつ効果的な研究開発支援の実施の観点から、事業からの収益の可能性に十分配慮するとともに、現在の民間ニーズも的確に把握し、抜本的見直しを行うものとする。

第8 基礎的研究業務の見直し

平成8年度から、新しい発想に立って生物の持つ様々な機能を高度に利用した新技術・新分野を創出するための基礎的、独創的な研究を通じて、農林水産物の高付加価値化、新需要の開拓、農林水産業、食品産業等の生産性の飛躍的向上、地球規模の食料・環境問題の解決等を目的として、競争的資金の供給により行われている基礎的研究業務については、適切な事業運営を図る観点から、採択のプロセスの明確化、採択に係る審査結果の公表による透明性の確保、外部専門家による厳格な終了時評価を一層的に実施するとともに、研究成果について事業の目的たる新技術・新分野創出、生物系産業創出への貢献状況の把握・分析を行い、事業運営の改善への活用を行うものとする。

第9 農業機械化促進業務の見直し

農業機械化促進業務については、現場ニーズに即した革新的な農業機械の開発・改良

を目的として行われていることから、最終的には農業生産現場での普及により、作業負担の軽減、農業生産性の向上等の成果を上げることが重要と考えられる。しかし、農業・生物系特定産業技術研究機構における開発成果の現状をみると、性能面、コスト面の問題から実用化に至っていないもの、実用化され数年を経過しても普及実績が乏しいものも見受けられる。

農業機械化促進業務については、事業の実効を一層向上させる観点から、農業・生物系特定産業技術研究機構における開発段階での評価にとどまることなく、開発成果の農業機械メーカーにおける実用化状況、農業生産現場への普及状況、導入による生産性の向上実績などの成果も把握・分析して事業の見直しに活用するものとする。

また、農業機械の開発・改良に関する課題設定に当たっては、農業生産現場での一層の実効が伴うよう、外部機関も活用した的確なニーズの把握を行うとともに、外部の専門家による厳格な審査を行うこととし、農業機械の開発・改良に当たっては、よりニーズの高い農業機械等からの優先的な実施、研究開発期間の短縮化、実用化に向けての農業機械メーカーに対するより積極的な協力をを行い、可能な限り早期に農業生産現場に求められている革新的な農業機械の供給を行うよう努めるものとする。

独立行政法人農業生物資源研究所の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農業生物資源研究所（以下「農業生物資源研究所」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、基礎的な調査及び研究業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 調査及び研究業務の重点化

独立行政法人移行前は蚕糸・昆虫農業技術研究所が実施し、法人化後に農業生物資源研究所に引き継がれた蚕糸関係の調査及び研究業務については、公立農業試験場等においても、平成14年4月1日現在、蚕業専門の研究者が38人（研究者全体4,916人に占める割合0.8%。また、蚕業専門の研究者38人のうち、隔地の3研究チームが所在する長野県及び山梨県の設置する農業試験場等には各1人、計2人）となっている状況、養蚕農家戸数及び製糸工場の減少状況も踏まえ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から見直して再編統合し、農業生物資源研究所としては、ゲノム生物学等を利用した生命科学等の基礎的な調査及び研究に重点化して独自性を発揮するものとする。

第2 隔地研究チームの事務及び事業の再編統合

農業生物資源研究所は、茨城県つくば市の本部のほか、長野県松本市及び岡谷市並びに山梨県北巨摩郡小淵沢町にそれぞれ1研究チーム、茨城県常陸大宮市に放射線育種場をそれぞれ設置し、平成16年1月1日現在、常勤職員418人を配置して業務運営に当たっている。

本部とは別に、庁舎、研究施設・設備、実験用のほ場を遠隔地に設置して運営してきている上記の3研究チームの事務及び事業について、厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、上記の第1に併せて再編統合するものとする。

第3 研究支援部門の合理化等

効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、上記第1及び第2に併せて、研究支援部門（現業業務部門及び総務部門）の要員の合理化に努めるとともに、ほ場の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進するなどにより、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

農業生物資源研究所の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、公務員以外の者が担うものとする。

第5 研究職の活性化

農業生物資源研究所の研究職について、その活性化を図るとともに、一層の成果を上げる観点から、今後とも、任期付任用制度の一層の活用、研究担当幹部職員の公募及び大学、公立試験研究機関等との研究交流の一層の推進を図るものとする。

独立行政法人農業環境技術研究所の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人農業環境技術研究所（以下「農業環境技術研究所」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、基礎的な調査及び研究業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 調査及び研究業務の重点化

農業環境技術研究所の調査及び研究業務については、「農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与すること」（独立行政法人農業環境技術研究所法（平成11年法律第194号）第3条）との法人の目的を踏まえ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から見直し、農業環境変動、外来生物、新たな有害化学物質等に起因する農業環境のリスクの評価手法及び管理技術の開発など我が国の農業生産環境の安全性を確保するための基礎的な調査及び研究に特化・重点化し、農業環境技術研究所としての独自性を発揮するものとする。

第2 研究支援部門の合理化等

効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、研究支援部門（現業業務部門及び総務部門）の要員の合理化に努めるとともに、ほ場の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進するなどにより、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

農業環境技術研究所の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、公務員以外の者が担うものとする。

第4 研究職の活性化

農業環境技術研究所の研究職について、その活性化を図るとともに、一層の成果を上げる観点から、今後とも、任期付任用制度の一層の活用、研究担当幹部職員の公募及び大学、公立試験研究機関等との研究交流の一層の推進を図るものとする。

独立行政法人国際農林水産業研究センターの主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農林水産業研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、試験及び研究業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 試験及び研究業務の重点化

国際農林水産業研究センターの試験及び研究業務については、「熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うこと」（独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成11年法律第197号）第3条）との法人の目的を踏まえ、他の独立行政法人及び県農業試験場との役割分担を一層明確にするとともに、法人としての役割を諸外国に対して一層明確にする観点から、法人の目的に規定されている地域に係る国際貢献に資する研究に特化・重点化し、国際農林水産業研究センターとしての独自性を発揮するものとする。また、沖縄支所については、我が国最南端地域において、「亜熱帯・島しょ」という立地環境を活用し、気象的、地理的な条件等を同じくする海外の地域を対象とした研究に重点化するものとする。

第2 研究支援部門の合理化等

効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、研究支援部門（現業業務部門及び総務部門）の要員の合理化に努めるとともに、ほ場の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進するなどにより、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

国際農林水産業研究センターの事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、公務員以外の者が担うものとする。

第4 研究職の活性化

国際農林水産業研究センターの研究職について、その活性化を図るとともに、一層の成果を上げる観点から、今後とも、任期付任用制度の一層の活用、研究担当幹部職員の公募及び大学等との研究交流の一層の推進を図るものとする。

独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、試験及び研究業務として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 地方組織における事務及び事業の見直し

森林総合研究所は、茨城県つくば市に本所、全国に5支所、森林科学園及び5試験地をそれぞれ設置し、平成16年1月1日現在、常勤職員672人を配置して業務運営に当たっている。これらのうち試験地等における事務及び事業について、厳しい国家財政事情にかんがみ、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から見直し、必要なものについては再編統合するものとする。

第2 試験及び研究業務の重点化

森林総合研究所の試験及び研究業務について、地方にできることは地方にゆだねるとの観点から見直し、公立林業試験場等において可能な研究課題で地域が限定されるものについては実施しないこととし、森林の炭素吸収機能に着目した研究課題等の独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化して、森林総合研究所としての独自性を発揮するものとする。

第3 研究支援部門の合理化等

効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、上記第1に併せて、研究支援部門（現業業務部門及び総務部門）の要員の合理化に努めるとともに、実験林の管理業務等についても極力アウトソーシングを推進するなどにより、総費用（人件費を含む。）を厳しく抑制するものとする。

第4 非公務員による事務及び事業の実施

森林総合研究所の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、公務員以外の者が担うものとする。

第5 研究職の活性化

森林総合研究所の研究職については、他の研究開発業務を実施する独立行政法人の例も参考としつつ、その活性化を図り、一層の成果を上げる観点から、早期に、任期付任用制度を導入するとともに、大学等との研究交流を促進するものとする。

独立行政法人水産総合研究センターの主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人水産総合研究センター（以下「水産総合研究センター」という。）の主要な事務及び事業については、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、試験及び研究業務並びに海洋水産資源開発事業として、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 試験及び研究業務の重点化

水産総合研究センターの試験及び研究業務について、地方にできるものは地方にゆだねるとの観点から見直し、確立した技術を公立水産試験場等へ積極的に移管することとし、栽培漁業センターで行っている親魚の養成、採卵、種苗生産、中間育成、種苗放流等に係る技術開発について、公立水産試験場等の体制の整備状況も踏まえ、当該公立水産試験場等において実施可能なものについてはその移管を推進し、水産総合研究センターとしての独自性を発揮するものとする。

なお、移管後においても、公立水産試験場等で十分な対応ができない魚病、複数の都道府県にわたる広域的な課題が発生した場合等には、水産総合研究センターとして、必要な協力・連携を図るものとする。

第2 地方組織における事務及び事業、研究支援部門の見直し等

水産総合研究センターは、神奈川県横浜市の本部、全国に9研究所（ほかに2支所及び5庁舎）及び16栽培漁業センターを設置し、平成16年1月1日現在、常勤職員885人を配置して、10隻の調査船も運航しながら業務運営に当たっている。

水産総合研究センターは、独立行政法人さけ・ます資源管理センターとの一体的な事務及び事業の実施に併せて、統合メリットを発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、水産総合研究センターの栽培漁業センター等における事務及び事業について、比較的近接する箇所に設置しているものとの一元化等の見直し、調査船の効率的かつ効果的な運用を推進するための見直しを行うとともに、研究支援部門（現

業業務部門及び総務部門)の要員の合理化に努め、極力アウトソーシングを推進するなどにより、総費用(人件費を含む。)を厳しく抑制するものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

水産総合研究センターの事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げるなどの観点から、公務員以外の者が担うものとする。

第4 研究職の活性化

水産総合研究センターの研究職について、一層の活性化を図る観点から、任期付任用制度の積極的な活用、研究担当幹部職員の公募の実施のほか、他の研究開発業務を行う独立行政法人の例も参考にしつつ、民間の研究機関の実情等も踏まえ、可能な限り早期に人事交流を実施できるよう検討を進めるものとする。

第5 海洋水産資源開発事業の見直し

海洋水産資源開発事業のうち大中型まき網漁業、遠洋底びき網漁業等を対象とする「新漁業生産システム構築実証化事業」については、遠洋底びき網漁業の生産量等の減少傾向、遠洋底びき網漁業を取り巻く国際的な動向等も踏まえ、適切な見直しを行うものとする。

政 委 第 28 号

平成 16 年 12 月 10 日

経 済 産 業 大 臣
中 川 昭 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）等に基づき、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を行うこととされています。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）により、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の相当数について、16 年中に見直しの結論を得ることとされています。これらを踏まえ、当委員会において、貴省所管の 3 独立行政法人（独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にし

ていただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分意を払っていただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

独立行政法人日本貿易保険の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の主要な事務及び事業についてみると、我が国企業の経済活動の国際展開等が複雑化しており、個々の利用者の貿易保険に対するニーズも一層多様化している状況にある。こうした状況に的確に対応するため、質の高いサービスの提供を図るとともに、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 貿易保険業務への民間参入の円滑化等

日本貿易保険が事実上独占的に行っている貿易保険事業については、近年の金融技術の進展等により、現在貿易保険事業が対象としているリスクのすべてを民間保険会社が引き受けられないという状況ではなくなりつつあり、また、欧州諸国では貿易保険事業の一部を民間保険会社が担っている例もみられる。

したがって、このような貿易保険事業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、利用者のニーズを踏まえた保険商品の多様化や質の向上を一層進めるため、貿易保険商品の見直しを行うとともに、例えば、先進国向け・短期等のリスクの小さい分野については民間保険会社の参入の円滑化を図ることとし、次期中期目標期間においては、以下に掲げるような措置を講ずるものとする。

民間保険会社に対する、貿易保険における保険種別の収支状況や海外のバイヤー等に関する情報、日本貿易保険が有する貿易保険業務のノウハウ等の提供

貿易保険事業に民間保険会社が参入することにより、特定の分野において民間保険会社によるサービスが十分かつ安定的に提供される見通しが明確になった段階で、日本貿易保険が提供する事業の一部を民間にゆだねる

組合包括保険制度、海外投資保険の見直しなど商品性の改善

第2 業務運営の一層の効率化

貿易保険事業の一部を民間保険会社が担うこととなった場合においても、民間ではできない分野について引き続き日本貿易保険がサービスを提供し続けるためには、業務運営の一層の効率化に努めることは重要なことであり、専門性の向上やサービスの質の維持・向上にも配慮しつつ、次期中期目標期間においても業務の一層の効率化を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

人件費及び業務費の抑制

次期情報システムの平成18年中の稼動に向けた効率的な開発及び円滑な導入

独立行政法人産業技術総合研究所の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産業技術総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、近年の厳しい財政事情の中で科学技術関係予算が拡充されてきている現下の状況にかんがみ、運営の効率化を前提にした真に必要なかつ効果的な資源配分を実現し、国民の期待と信頼に応えることが必要である。また、その存在意義を国民に対し説明しなければならない。このため、民間にできることは民間にゆだねる等、独立行政法人が真に担うべき事務及び事業に重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 中期目標における法人の役割・任務の明確化

中期目標には、産業技術総合研究所が目標の期間中に達成すべき水準を客観的かつ定量的に定める必要がある。また、産業競争力強化のために、公共の見地から、産業界全体を利するような研究開発に集中的に取り組むべきであり、そのためには、開発的な研究と基礎的な研究の両者を繋ぐいわゆる「第二種基礎研究」を中心とし、基礎研究から製品化研究までを同時的・連続的に行う「本格研究」を引き続き実施すべきである。その上で、産業技術総合研究所は、他の独立行政法人、国立大学法人等及び民間企業との役割分担を明確化し、その役割に応じ独立行政法人として実施すべきもの若しくは産業技術総合研究所が比較優位にあるものに限って実施していくべきである。こうしたことを確実にするため、中期目標に、産業技術総合研究所に対し重点的に行わせる必要がある事務及び事業について、政策との関係や他との重複等無駄の排除に実効的な措置・取組を明らかにしつつ、具体的かつ定量的に明示するものとする。

第2 研究及び開発等の重点化

1 産業技術総合研究所が担う研究の重点化

民間にできることは民間にゆだねる等の原則の下、真に産業技術総合研究所に求められる事務及び事業を集中的に実施すべきである。また、それら事務及び事業の選択

に当たっては、多岐にわたる研究分野を取り巻く状況を踏まえ、各々の分野について個別的・客観的に明示すべきである。このため、中期目標において、産業技術総合研究所が関与する各研究分野の分析に基づき、政策と連動させてメリハリをつけた上で、萌芽的・融合的研究や国際貢献を含め、他の機関との補完的な関係にある独立行政法人としての産業技術総合研究所が真に担うべき事務及び事業に重点化を図るものとする。その際、以下の事務及び事業を重点化の基本的な柱として位置付けるものとする。

ライフサイエンス分野については、当該分野の競争力優位の確保や新健康医療産業の創出のための研究のほか、高齢化社会に対応した患者に負担の少ない診断・治療技術及び環境低負荷型のバイオプロセス技術に関する研究

情報通信分野については、知的資源のネットワーク化及び生活創造型サービスの創出に向けた研究のほか、大容量データサービス技術及び情報の安全性・信頼性・生産性を向上する情報通信インフラに関する研究

ナノテクノロジー・材料・製造分野については、ナノテクノロジーによる先端ものづくり産業の創出につながる研究のほか、ナノテクノロジーに係る基盤技術及び環境負荷低減化に貢献する材料に関する研究

環境・エネルギー分野については、環境技術を新産業創出につなげるための環境リスク評価技術やリスク削減技術の研究のほか、化学産業の化学製造プロセスの効率化や環境リスクの低減並びに二酸化炭素削減のための再生エネルギー及び分散エネルギー源とそのネットワーク化に関する研究

社会基盤(地質)・海洋分野については、資源の安定供給確保、環境保全、産業立地のための地質情報の整備・供給及び自然災害のリスク低減や地下利用における環境影響のための地質現象予測技術の高度化に関する研究のほか、アジアにおける国際協力強化や地質基盤情報整備における先導的役割の発揮に向けた取組

社会基盤(標準)分野については、世界最高水準の計量標準体系の整備及び産業・社会ニーズに即応した計量標準の加速的開発のほか、計量標準に関する国際的プレゼンスの強化及び計測評価技術研究と工業標準化の一体的推進への取組

また、産業技術総合研究所に対して、必要に応じて前倒しして各研究ユニットの厳正な評価を行わせ、それに基づき、改廃を含めた各研究ユニットの見直しを行わせる

ものとする。あわせて、以下の視点から中止すべき研究の検討を行うものとする。

社会経済構造の変化等により、我が国産業競争力の強化という産業技術総合研究所のミッションの達成を図るという観点から、産業技術総合研究所の関与の必要性が低下したと考えられる次のようなもの

- ）社会経済情勢の現状を踏まえた結果、現時点では確固たる社会ニーズを有するまでには至っていないと判断し、中止する研究
- ）当初の目的を達成する上で、いくつかの要素技術開発を進めてきたものの、より実現の可能性の高い一つのテーマに資源を集中することにより、中止する研究
- ）研究を実施するに当たり、外部の研究施設の活用が必要不可欠であったものの、事情により当該研究施設が閉鎖したため、産業技術総合研究所での実施を中止する研究

当該分野に関する研究の進捗状況を踏まえ、民間企業等において研究成果の利用の段階へ発展させることが適当であると考えられる次のようなもの

- ）当初の目標を達成し、その研究成果は大学や民間企業など広く普及させていくことが適当な研究
- ）産業技術総合研究所のミッションである民間企業への橋渡しに関して、その研究の段階が終了し、今後は民間企業が主体となって個々の商品をつくるための研究段階に移っていく研究
- ）開発が終了し、新たに供給が開始された計量標準

政策ニーズの変化を踏まえ、縮小を図ることが適当であると考えられる次のようなもの

- ）研究開発プログラムの一部変更という政策的な判断に伴い、中止する研究
- ）新たな政策ニーズに速やかに対応するため、今まで取り組んでいた研究を加速的に進め、成果を得た後に中止する研究

2 産業技術総合研究所が地域における研究拠点で行う研究等の重点化

産業技術総合研究所が地域における研究拠点で行う研究や産学官の連携施策に関し

ては、地域産業振興に係る経済産業政策における研究機関の機能が、研究機能及び連携機能の2点に集約されることを踏まえ、地域における技術開発の重要性の高まりに呼応した、ブロック単位の産業育成に効率的かつ効果的に資する事務及び事業に重点化すべきである。産業技術総合研究所の次期中期目標期間中に研究センターの抜本的見直し時期が到来する等のことから、産業技術総合研究所に対し、地域において研究を行う研究ユニットごとの事務及び事業の在り方について、地域特性等から見て現在の施設等の所在地において引き続き行うことが適当か、施設の設置状況から見て効率的かつ効果的な配置となっているか、当該地域が抱えるニーズ及び地域の経済及び産業を振興する施策上不可欠なものとなっているか、といった視点等から厳正な分析を行わせ、産業技術総合研究所の同拠点が果たすべき役割等を見直させるものとする。また、この一環として、以下の視点から、中止すべき研究の検討を行わせるものとする。

他の地域における研究拠点で実施した方が効率的な研究の中止

産業構造の変化等により産業展開への見込みが乏しいなど必要性が低下した研究の中止

研究資源投入の重点化を図るための研究の中止

第3 組織運営の効率化

非公務員化したメリットを最大限に生かし、積極的な研究交流促進の実現など、新たな制度を構築すべきである。また、「官から民へ」「国から地方へ」の流れの中で、事務及び事業の民間移管、外部委託等を一層積極的に推進していくべきであり、これにより業務運営の効率化と経費の節減に積極的に取り組むべきである。こうしたことから、次期中期目標期間においてアウトソーシング等を通じた業務量の縮減を行い、組織運営の一層の効率化を実現するものとする。

また、工業技術院及び本省付置の16組織の統合によって現中期目標期間中に図られた管理部門機能の集中に関し、これを産業技術総合研究所の人的な効率化に一層反映させるため、次期中期目標においては全職員数に対する管理部門職員数の比率を引き下げるものとする。

独立行政法人製品評価技術基盤機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「製品評価技術基盤機構」という。）の主要な事務及び事業については、製品評価技術基盤機構が生物資源の収集・提供等から消費生活用製品の安全にいたる、経済産業省の多様な政策や技術的法規制の執行を担当していることを踏まえ、経済社会情勢等の変化や経済産業政策における位置付けの変更等への対応、民間にできることは民間にゆだねるとの観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 バイオテクノロジー分野

1 生物遺伝資源の収集・保存・提供等業務の外部委託の促進

バイオテクノロジー分野の業務については、今般、アジア12か国による微生物資源の共同管理・利用の枠組みが合意された。これによって、微生物資源が我が国で保存されることとなり、製品評価技術基盤機構の業務の増大が見込まれ、限られた資源の中でより効率的な業務運営が求められることから、業務の一層の効率化を図るため、様々な作業・工程で職員が行っている単純作業（例えば、機器の洗浄等）について、一括して外部委託を行うものとする。

2 外部委託化による資源の有効活用

上記の外部委託化による効率化の効果（担当職員数等の減）を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

第2 化学物質管理分野

1 化学物質排出把握管理促進法関連業務の外部委託の促進

製品評価技術基盤機構は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）に基づく、特定化学物質（人

の健康を損なうおそれ等の性状（有害性）等があるもの）の排出データの集計・分析等の業務を経済産業省及び環境省からの付託を受けて行っている。当該付託業務については、化学物質排出把握管理制度が本格化（対象範囲の拡大：取扱い化学物質の量年間5トン以上 1トン以上）する平成16年度以降の業務処理の状況を踏まえて、増大する業務を効率的かつ効果的に処理するため、製品評価技術基盤機構でなければできないデータの分析等に特化し、データの受付、処理等は一括して外部委託を行うものとする。

2 外部委託化による資源の有効活用

上記の外部委託化による効率化の効果（担当職員数等の減）を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

第3 適合性評価分野

1 標準物質の維持及び管理業務の廃止（移管）

標準物質（計量法（平成4年5月20日法律第51号）に基づく特定標準物質）の供給を安定的に行うためには、標準物質の開発・製造と長期にわたる保存等を一元的に行うことが重要であるが、これまで製品評価技術基盤機構（標準物質の維持・管理）と独立行政法人産業技術総合研究所（以下、「産業技術総合研究所」という。）（標準物質の開発・製造）で区々に行われている状況にある。標準物質に対する社会的要請に応え、安定的かつ高度な標準物質の供給を行っていくため、製品評価技術基盤機構の標準物質の維持及び管理業務について、産業技術総合研究所で一元的に実施する体制が整った段階で業務を廃止するものとする。

2 認定業務における技能試験の一括外部委託化

製品評価技術基盤機構が行う試験事業者の認定業務については、今般の工業標準化法（昭和24年6月1日法律第185号）の改正により試験事業者の認定区分数が101区分から482区分へと大幅に拡大し、限られた資源の中で効率的な業務運営が一層求められる状況にある。このため、製品評価技術基盤機構が行う認定業務のうち試験事業者の技術的能力を定期的に確認する「技能試験」については、技術的能力があれば民間等でも実施可能であることから次期中期目標期間において一括外部委託化を行う

ものとする。

3 要員の効率的な運用（配置）

工業標準化法の改正により、J I Sの認証制度が国による認証から民間の第三者機関による認証に変更され、製品評価技術基盤機構が従来行ってきた指定検査機関等に対する立ち入り検査が減少し業務量が減少する一方、民間認証機関の登録に係る調査など業務量の増加する事務等もみられる。

次期中期目標期間においては、新制度による業務量の増減に伴う要員の効率的な運用（配置）を行うものとする。

第4 人間生活福祉分野

人間生活福祉分野については、高齢化社会の進展に伴い高齢者の安全確保のため福祉用具の評価、高齢者の動態特性に係る計測手法の開発、データ収集等の促進を図る必要がある一方で、同分野の業務については、厚生労働省や経済産業省の他の機関でも実施していることから、これらの機関等との役割分担を明確にした上で、製品評価技術基盤機構でしかできない業務に特化し資源の有効活用を図り、急速に進展する高齢化社会における国民のニーズに的確に対応すべきである。こうしたことも踏まえ、以下の業務について外部委託の促進を図ることとする。

1 人体特性計測データの更新業務の一括外部委託化

人体特性計測業務のうち新規データの取得については、計測手法の開発等は製品評価技術基盤機構が行う必要があるが、既存データの更新業務は既に計測手法が開発されていることから、次期中期目標期間において必要となる当該データの更新に関するデータ取得は一括して外部委託することとする。

2 講習関係業務については、部分的業務請負から地域別実施計画策定を含めた民間委託化を行うものとする。

3 外部委託化による要員配置の見直し

上記1から2の外部委託化による効率化の効果(担当職員数等の減)を明らかにし、

重点化すべき業務に対する資源の有効活用を積極的に行うものとする。

第5 支所業務

支所業務については、工業標準化法の改正により立ち入り検査業務が減少したこと、職員数が極端に少ない支所もあること、近年、交通手段等が発達したこと等を踏まえ、全体として最も効率的な体制となるよう、近隣支所との業務分担の在り方を検討し、支所組織の見直しを積極的に行うものとする。

政 委 第 28 号

平成 16 年 12 月 10 日

国 土 交 通 大 臣
北 側 一 雄 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)等に基づき、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を行うこととされています。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)により、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の相当数について、16 年中に見直しの結論を得ることとされています。これらを踏まえ、当委員会において、貴省所管の 6 独立行政法人(独立行政法人土木研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校)について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなり

ます。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分意を払っていただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人土木研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所及び独立行政法人
北海道開発土木研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人土木研究所（以下「土木研究所」という。）独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「港湾空港技術研究所」という。）及び独立行政法人北海道開発土木研究所（以下「北海道開発土木研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人の設立の主旨を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究業務の重点化

1 独立行政法人として真に担うべき研究の実施

土木研究所、港湾空港技術研究所及び北海道開発土木研究所においては、独立行政法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にするとともに、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又はなじまない研究を実施することについて、研究の事前、中間、事後の評価において、外部から検証が可能となるよう、所要の措置を講ずるものとする。

2 社会・行政ニーズに対応した研究への重点化

土木研究所、港湾空港技術研究所及び北海道開発土木研究所においては、社会・行政ニーズの変化に対応した研究への重点化を図る観点から、例えば、既存の社会資本の有効活用を図るための研究への重点化を図ることとし、その際、従来の研究についても見直しを行うなど、以下に掲げるようなニーズに対応し、研究を実施することを中期目標等において明確にする。また、研究の実施に際して、上記第1の1と同様、外部から検証が可能となるよう、所要の措置を講ずるものとする。

（社会・行政ニーズの例）

大規模地震や集中豪雨に伴う洪水・土砂災害、 省資源・リサイクル等の環境
負荷軽減、 温暖化による地球規模での環境問題、 岩盤崩落による災害の再発
防止、 東海、東南海・南海地震及び津波に対する防災、 沿岸域の環境の保全・
創造・再生、 港湾及び空港の整備・維持管理の効率化

第2 土木研究所と北海道開発土木研究所との研究業務の一体的実施

土木研究所の土木研究と北海道開発土木研究所の土木研究は、土木技術という共通の
基礎の上に成り立っているものであり、研究者の知見の相互交流や研究成果の共有によ
って、研究活動の効率化、研究成果の質的向上を図る観点から、土木研究所の研究と北
海道開発土木研究所の研究を一体的に実施するものとする。

なお、研究の一体的な実施に際しては、間接部門の効率化、業務の合理化等を進め、
経費の節減を図るものとする。

第3 非公務員による事務及び事業の実施

土木研究所、港湾空港技術研究所及び北海道開発土木研究所の事務及び事業について
は、国に加え大学、民間等と人事交流などの連携を促進し、より一層の成果を上げる観
点から、公務員以外の者が担うものとする。

独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人海員学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人海技大学校（以下「海技大学校」という。）独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）及び独立行政法人海員学校（以下「海員学校」という。）の主要な事務及び事業については、船員教育の構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 船員養成事業

1 船員労働市場の需要規模に見合った船員養成規模へのスリム化

海員学校において実施する船員養成事業については、海員学校の卒業生のうち海事関連企業への船員就職者と海技大学校進学者の合計が毎年度270人前後であること、海運業界において近年、求人倍率が低調であることを踏まえ、養成対象を専修科へ重点化しつつ、船員労働市場の需要規模に見合った船員養成規模とすべく、次期中期目標に向けて、算定の基礎となる需要予測、将来推計等を的確に行った上で適切な規模へスリム化の方向で検討を行うものとする。

2 司ちゅう・事務科の在り方の検討

海員学校において実施する司ちゅう・事務科については、同科を卒業しなくとも調理師、栄養士等の資格を有する者が1年間の乗船履歴を積み上げれば船舶料理士資格の取得が可能であるほか、内航船における船内供食の在り方等の変化に伴い同資格に対するニーズが低迷していることから、次期中期目標に向けてその在り方について抜本的に見直すものとする。

第2 船員再教育事業

1 上級海技士資格取得講習に関する事業の整理・スリム化

海技大学校が実施する上級海技士資格取得のための船員再教育事業については、海

技士科において、入学定員に対する入学者の割合が3分の1程度となっており恒常的な定員割れが生じている等の現状にかんがみ、講習を全体としてよりニーズに対応した効率的かつ効果的なものとするとの観点から、海上技術科、海技士科、講習科（海技課程）の3業務については、一体的に実施するものとする。また、3業務の一体的実施に伴う入学定員については、昨今の上級海技士資格取得に対する需要の動向を踏まえて、恒常的な定員割れが生じないような規模とすべく次期中期目標に向けて、算定の基礎となる需要予測、将来推計等を的確に行った上で適切な規模へスリム化の方向で検討を行うものとする。

2 上級海技士資格取得以外の講習等の再構築

海技大学校においては、海運業界の共益的事業としてふさわしい講習を実施する観点から、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも十分な教育が実施されないおそれがある場合を対象として必要最小限度の講習を実施するとともに、受益者負担の原則の導入等により、できる限り運営費交付金に依存しない運営体制を構築するものとする。

第3 航海訓練事業

練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等の整理合理化を進め、経費の節減を図るものとする。

第4 船員養成事業及び船員再教育事業の一体的実施

海員学校卒業生等が更に上級の資格を円滑に取得できる一貫教育システムの導入等により、海事教育全体のニーズにより柔軟に対応した事業運営体制を構築するとともに、管理機能統合によるより効率的な運営を推進する観点から、現行の船員養成事業及び船員再教育事業については、一体的に実施するものとする。

なお、その際には、第1及び第2で記載した事項に対応した要員の縮減等の整理合理化を進め、経費の節減を図るものとする。

第5 非公務員による事務及び事業の実施

海技大学校、航海訓練所及び海員学校の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、公務員以外の者が担うものとする。